

寄附金等取扱規程

制 定 2013(平成 25)年 5 月 6 日
2013(平成 25)年度第 1 回理事会
改 定 2016(平成 28)年 12 月 11 日
2016(平成 28)年度第 2 回理事会

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本会」という。）の定款第 44 条第 2 項第 2 号の規定に基づき本会が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

第 2 条 本会が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が本会の公益事業の事業に対し寄附する寄附金
- (2) 特定寄附金 本会が用途を特定し、一定期間受け付ける寄附金
- (3) 特別寄附金 寄附者が寄附金の用途、管理運営方法等に条件を付け寄附をする寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

3 本会は、常時、寄附金を募集することができる。

(一般寄附金の募集)

第 3 条 本会は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の 50%以上を定款第 4 条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第 4 条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金計画書」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第 4 条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30%以下でなければならない。

(募金計画書の交付等)

第 5 条 特定寄附金を募集するときは、募金計画書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金計画書を公開し、これに賛同して寄附をした者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第 6 条 寄附金を受領したときは、遅滞なく寄附金受領証明書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の寄附金受領証明書には、本会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及び受領年月日を記載するものとする。

(寄附金報告)

第 7 条 本会は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定（または事業計画）その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 本会は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第 8 条 本会は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。受領に際して申込書にて寄附者の資金使途等の意思を確認する。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、理事会の承認を得て、当該寄附金を辞退し監事に報告するものとする。

(1) 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金の受け入れに起因し、本会に著しい資金負担が生ずる場合

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、本会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本会が受け入れるには社会通念上不適當と認められる場合

(情報公開及び個人情報の保護)

第 9 条 本会が寄附金を受領した際には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 5 項各号に定められた事項に関し、情報を整理し事務所に備え置き、閲覧等の措置を講じるものとする。

2 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払い、その情報管理に努めるものとする。

(改廃等)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は代表理事が定める。

附 則

この規程は、2017（平成 29）年 1 月 1 日から施行する。

附 則（2016年12月11日改定）

この規程は、2016年12月11日から施行する。